

令和7年度 第8回農業委員会総会 (7. 11. 20)  
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和7年度・第8回農業委員会総会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、  
お願ひいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 3番 川島委員、4番 金子委員にお願いします。

**第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件**

議 長～ 1番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第3号議案の現地調査につきましては、11月14日午前に  
6番清水委員、7番森田委員及び事務局、同日午後に2番中村委員、  
5番尾崎委員及び事務局とで行っています。

1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる  
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番  
現地案内図は、1ページ、1番です。  
6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、サトイモ、ネギ、ダイコン、クリが栽培されておりました。下草もなく綺  
麗に管理されており問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

**第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

議 長～ 2番 申 請 者  
3番 申 請 者  
4番 申 請 者

5番 申 請 者  
6番 申 請 者  
7番 申 請 者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 2番から7番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、クリ、イチゴ、パプリカ、ナスが作付けされておりました。一部剪定枝の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事 務 局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、ネギ、ニンジン、クリ、カキ、アスパラ等が作付けされておりました。適正に管理されており問題ございません。

事 務 局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、カキ、ミカン、ブロッコリー、ハクサイが作付けられておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事 務 局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

6番清水委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番清水委員～ 現地は、カキ、サトイモ、コマツナ、ネギが作付けられておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事 務 局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、ネギ、ダイコン、ハクサイ、サトイモ、ネギ、イチジク、クリ、ツツジ等が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、クリ、ミカン、ウメ、ネギ、ダイコン、サトイモが作付けされておりました。適正に管理されており問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

### 第3号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件

議長～ 8番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 8番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

8番

現地案内図は、戻りまして6ページ、8番です。

2番中村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中村委員～ 現地は、ネギ、ダイコンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、10月14日から11月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

## 専決処理規程による会長専決の報告について

### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 9番 申請者  
10番 申請者  
11番 申請者  
12番 申請者

以上4件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。なお、10番及び11番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

転用目的は共同住宅です。現況は駐車場でございます。

10番

11番

現地案内図は、9ページ、10番及び11番です。

転用目的は専用住宅、共同住宅及び公衆用道路です。現況は宅地でございます。

12番

現地案内図は、10ページ、12番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月6日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

## 第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

13番 譲受人  
譲渡人  
14番 譲受人  
譲渡人  
15番 譲受人  
譲渡人  
16番 譲受人  
譲渡人  
17番 譲受人  
譲渡人  
18番 譲受人  
譲渡人  
19番 譲受人  
譲渡人  
20番 譲受人  
譲渡人  
21番 譲受人  
譲渡人  
22番 譲受人  
譲渡人

以上10件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 13番

現地案内図は11ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

14番

現地案内図は12ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は駐車場でございます。

15番

現地案内図は13ページ、15番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は公衆用道路でございます。

16番

現地案内図は14ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

### 17番

現地案内図は15ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠、雑種地及び公衆用道路でございます。

### 18番

現地案内図は16ページ、18番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

### 19番

現地案内図は17ページ、19番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畠でございます。

### 20番

現地案内図は18ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地及び公衆用道路でございます。

### 21番

現地案内図は19ページ、21番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

### 22番

現地案内図は20ページ、22番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は駐車場でございます。

以上10件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月23日、

11月6日及び11月13日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ なし

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。  
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。